

令和4年度 常葉大学・常葉大学短期大学部
第7回FD・SD研修会（全学共通研修会）報告

日 時	令和5年1月18日（水） 15時10分～16時30分
場 所	常葉大学静岡草薙キャンパス A201 教室 静岡瀬名キャンパス 大会議室 静岡水落キャンパス 207 教室 浜松キャンパス トコハホール
研修内容	ハラスメントについて
講 師	小國法律事務所 弁護士 小國 隆輔（オンライン<zoom>での講演）
出席者数	常葉大学静岡草薙キャンパス 194 人 静岡瀬名キャンパス 19 人 静岡水落キャンパス 71 人 浜松キャンパス 135 人 合 計 419 人

※出席者数には、オンライン（Zoom）による視聴者、短大部教職員も含む。

令和4年度第7回FD・SD研修会（全学共通研修会）を開催した。

今回「ハラスメント」をテーマに、本法人の顧問弁護士である小國法律事務所の小國隆輔弁護士による「いま押さえておくべきハラスメントの基礎知識」と題してご講演いただいた。まず、ハラスメントを学ぶ意義として「1. 学生の教育環境を守る」「2. 教職員の労働環境を守る」「3. 自分の身を守る」の3つの”守るもの”についてお話があった。ハラスメントから生じる法的リスク「1. 被害者からの損害賠償請求」「2. 教職員への懲戒処分」「3. 経営上のリスク（風評被害、炎上リスク）」を踏まえて、代表的なハラスメントとして、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントを中心に、各ハラスメントの定義や留意事項、事例等を紹介していただいた。重要なこととして、正確な知識を身につけることと同時に正しくおそれることの重要性の説明があった。

労働施策総合推進法の改正と同時に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の一部改正も行われ、ハラスメントの防止措置の強化も義務付けられたため、組織のリテラシーを高めるための研修は不可欠である。教育業界に限らずに、ハラスメントを“させない”“しない”労働環境は必須であるため、引き続き、最新の動向や知識等の提供を行う研修会を推進していく。